

『点数表改定のポイント 2006 年 4 月』 正誤及び追補

(2006 年 3 月 27 日現在)

頁	訂正箇所	誤	正
16	表中	改定前・入院基本料 I 群 2 <u>1978 点</u>	改定前・入院基本料 I 群 2 <u>19,026 点</u>
16	表中	改定後・入院基本料 C 13 : 1 <u>2021 点</u> <u>(+2.2%)</u>	改定後・入院基本料 C 13 : 1 <u>18,752 点</u> <u>(-1.5%)</u>
62	12 行目	午前 10 時から午前 6 時までの	午後 10 時から午前 6 時までの
98	15 行目	在宅患者訪問リハビリテーション料	在宅訪問リハビリテーション指導管理料
108	在宅時医学総合管理料「同月算定不可」欄	右を追加	投薬の費用（外来受診の場合も投薬の費用は算定不可）
171	5) の (2)	PAIgG (血小板関連 IgG) (新設) → <u>2,000 点</u>	PAIgG (血小板関連 IgG) (新設) → <u>200 点</u>
189	下 9 行目	脳誘発電位検査の	脳誘発電位検査の
234	12 行目	当該処方せんに署名又は記名・押印をした処方せんを患者に交付した場合又は一般名等を記載した・・・	当該処方せんに署名又は記名・押印をした処方せんを患者に交付した場合 <u>(後発医薬品がある先発医薬品を処方した場合に限る。)</u> 又は一般名等を記載した・・・
236	16 行目 (6)	自家血清後の眼球注射等	自家血清の眼球注射等
246	リハ (I) の医師欄、運動器リハ	(3 年以上の経験又は適切な研修を修了)	(3 年以上の経験又は適切な研修を修了 <u>が望ましい</u>)
262	表中、「専用施設面積」の (I)	(言語聴覚療法を行う場合は別に 8 m ² 以上)	(言語聴覚療法を行う場合は別に 8 m ² 以上の <u>専用室</u>)
262	表中、「専用施設面積」の (II)	(言語聴覚療法 <u>のみ</u> を行う場合は別に 8 m ² 以上の <u>療法室があればよい</u>)	(言語聴覚療法を行う場合は別に 8 m ² 以上の <u>専用室</u>) (言語聴覚療法 <u>のみ</u> を行う場合は <u>専用室のみで可</u>)
269	表の左上	(3 年以上の経験又は適切な研修を修了)	(3 年以上の経験又は適切な研修を修了 <u>が望ましい</u>)
495	表の下に「(2)」として右の文章を追加	(2) 有床診療所入院基本料 2 の施設基準のうち「当該診療所（療養病床を除く）における看護職員の数、1 以上 5 未満であること」については、次の取り扱いとする。 ア 看護職員の確保が特に困難であると認められる医療機関であって、看護職員の確保に関する具体的な計画が定められている医療機関については、2006 年 6 月 30 日までは適用しない。 イ 看護職員の確保が特に困難であると認められる医療機関であって、へき地・離島等に所在し、かつ看護職員の確保に関する具体的な計画が定められている医療機関については、2007 年 3 月 31 日までは適用しない。	
495	下 9 行目	<u>(2)</u> 精神病棟・・・	<u>(3)</u> 精神病棟・・・
638	2. 改定内容表中、「旧」下線部	理学的療法は、投薬、処置又は手術によって <u>治験</u> の効果があると認められる時、又はこの療法を併用する必要があると認められたときに行う。	理学的療法は、投薬、処置又は手術によって <u>治療</u> の効果を <u>挙げる</u> ことが困難な場合であって、この療法がより効果があると認められる時、又はこの療法

			を併用する必要があるときに行う。
668	調整係数への加算の表	表の下から2段目「栄養管理実施加算」を全て削除する	
668	下段の表 その他の病院の新係数	0.0348	▲0.0348
		0.0452	▲0.0452
		0.0662	▲0.0662
669	表1	入院基本料等加算の「A233 栄養管理実施加算」を削除する	

※500頁（上から2行目）、549頁（1の（7））にある、「（→P. 495頁参照）」の参照先は、上記正誤及び追補の「495頁」への追加の（2）のことである。

※届出様式中に誤りのあるものについては、厚労省の訂正通知が出された時点で掲載する。